

2.2 内国民待遇及び物品の市場アクセス（関税）

近藤直生 *

後岡伸哉 **

I. 概要

A) 附属書2D 「関税に係る約束」

1. 各締約国の表等（1項及び2項）

各品目に対する関税の基準税率、及び、削減段階における暫定的な関税率を決定するための実施区分は、品目ごとに各締約国の表（以下「譲許表」という。）に明示される（1項）*。

段階における暫定的な率は、100分率の10分の1の位未満は切り捨て、又は税率が貨幣単位で表されている場合は譲許表に定める（2項）。

2. 協定発効国の関税削減（3項）*

(1) 本協定が30.5条（効力発生。以下略。）1項、2項又は3項¹により締約国について効力を生ずる場合（4項(a)の場合を除く。）、次のとおりとする（3項(a)）。

- ① 各国譲許表の実施区分欄に「EIF」以外が記載された品目の関税率は、本協定が当該締約国について効力を生ずる日に最初の削減が行われる（3項(a)(i)）。
- ② 当該締約国の譲許表に別段の定めがある場合を除き、関税削減の2回目の段階は3項(a)(i)の削減の翌年の1月1日に実施され、その後の関税削減は各年の1月1日に実施される（3項(a)(ii)）。

(2) 本協定が30.5条4項及び5項²により締約国について効力を生ずる場合（4項(b) (i)の場合を除く。）、次のとおりとする（3項(b)）。

- ① 当該締約国は、本協定が当該国について効力を生ずる日に、本協定が30.5条1項、2項又は3項に従って当該国について効力を生じたとしたならば当該締約国が同日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する（3項

* こんどう なおき／弁護士・ニューヨーク州弁護士／大江橋法律事務所

** のちおか しんや／弁護士／大江橋法律事務所

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

¹ 30.5条1項ないし3項は、全署名国が国内手続を完了した場合、または署名国のGDP総計の85%以上の6か国が国内手続を完了した場合の発効要件を定める。

² 30.5条4項及び5項は、署名国のGDP総計85%以上の6か国の国内手続完了により協定が発効した場合において、その時点で未発効の署名国についての発効要件を定める。

(b)(i)。

- ② 3項(b)(i)に従って実施された関税削減の翌年の関税削減は、本協定が当該締約国について効力を生ずる日の後の年の1月1日に実施され、その後の関税削減は各年の1月1日に実施される(3項(b)(ii))。

3. 協定原発効国の協定新発効国に対する関税削減(4項)

(1) 本協定が30.5条1項、2項又は3項により効力を生じた締約国(以下「原発効国」という。)は、本協定が同条4項又は5項により効力を生じた締約国(以下「新発効国」という。)について、次のいずれを適用するか選択できる(4項(a))。

- ① 本協定が当該新発効国について効力を生じた日に、本協定が両国について効力を生じたものとして当該原発効国の譲許表を適用する(4項(a)(i))。
- ② 本協定が当該原発効国について効力を生じた日に、本協定が両国について効力を生じたものとして当該原発効国の譲許表を適用する(4項(a)(ii))。

(2) 原発効国が、4項(a)(i)により、本協定が新発効国について効力を生じた日にこの協定が両国について効力を生じたものとして当該原発効国の譲許表を適用する場合、当該新発効国は、当該原発効国について、次のいずれを適用するか選択できる(4項(b))。

- ① 本協定が当該新発効国について効力を生じた日に、本協定が両国について効力を生じたものとして当該新発効国の譲許表を適用する(4項(b)(i))。
- ② 本協定が当該原発効国について効力を生じた日に、本協定が両国について効力を生じたものとして当該新発効国の譲許表を適用する(4項(b)(ii))。

(3) 4項(a)(i)により新発効国について自国の譲許表を適用する原発効国は、第2.4条5項³に従って当該新発効国について自国の譲許表に定める原産品の関税撤廃時期を一方的に繰り上げることができる(4項(e)(i))。4項(b)(i)により原発効国について自国の譲許表を適用する新発効国は、第2.4条5項に従って当該原発効国について自国の譲許表に定める原産品の関税撤廃時期を一方的に繰り上げることができる(4項(e)(ii))。

(4) 本協定が、原発効国が4項(a)(i)により自国の譲許表を適用することを選択した新発効国について効力を生ずる日に、①当該原発効国が当該新発効国の原産品の関税撤廃時期を一方的に繰り上げる場合、当該原発効国は、その後にその繰上げを取り消してはならず、②当該新発効国が当該原発効国の原産品の関税撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該新発効国は、その後にその繰上げを取り消してはならない(4項(f))。

³ 2.4条5項は、自国の表所定の他の締約国の原産品の関税の撤廃時期を、一方的に繰り上げることができることを規定する。

4. 本附属書及び譲許表の適用方法 (5項及び6項)

締約国は、譲許表で各品目について定める実施区分と、特定の年における当該品目について定める関税率との間に乖離が生ずる場合、実施区分に従って要求される率を適用する (5項)。

この附属書及び締約国の表の規定の適用上 (6項) *、

(1) 「1年目」とは (6項(a))、

- ① 本協定が30.5条1項から3項に従っていずれかの締約国について効力を生ずる年をいう (6項(a)(ii)及び(a)(iii)の場合を除く。) (6項(a)(i))。
- ② 原発効国の譲許表において、当該原発効国が4項(a)(i)に従って自国の譲許表を適用することを選択した新発効国の製品については、本協定が当該新発効国について効力を生ずる年をいう (6項(a)(ii))。
- ③ 新発効国の譲許表において、当該新発効国が4項(b)(i)に従って自国の譲許表を適用することを選択した原発効国の製品については、本協定が当該新発効国について効力を生ずる年をいう (6項(a)(iii))。
- ④ 6項(a)(ii)及び(a)(iii)にかかわらず、(ア) 全ての締約国の原産品について適用されるものとして、各締約国の譲許表に定められた関税割当て又はセーフガード措置の適用上、1年目とは、本協定が30.5条1項に従っていずれかの締約国について効力を生ずる年をいい (6項(a)(iv)(A))、(イ) 2以上の締約国 (全ての締約国である場合を除く。) の原産品について適用されるものとして、各締約国の譲許表に定められた関税割当て又はセーフガード措置の適用上、1年目とは、当該締約国の譲許表に定める意味を有する (6項(a)(iv)(B))。

(2) 「2年目」とは、1年目の後の年をいい、「3年目」とは、2年目の後の年をいい、「4年目」とは、3年目の後の年をいい、その後も同様とする (6項(b))。

(3) 「年」とは、締約国の譲許表に別段の定めがある場合を除き、1月1日に始まり12月31日に終わる暦年をいう (6項(c))。

5. セーフガード措置 (7項)

締約国の譲許表においてセーフガード措置が適用できると特定された品目については、当該セーフガード措置の実施方法は、当該締約国の譲許表の付録Bに定める (7項)。

6. 関税率の差異 (8項ないし10項)

輸入締約国は、当該輸入締約国の譲許表に従って関税上の特惠待遇が要求された時に他の締約国に対して同一の原産品について異なる関税上の特惠待遇を適用する場合 (譲許表に別段の定めがある場合を除く。)、軽微な作業以外の最終生産工程が行われた締

約国の原産品に対する関税率を適用する（8項）*。

「軽微な作業」とは、輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業等をいう（9項）。

8項及び譲許表所定の規則・条件にかかわらず、輸入締約国は、輸入者が、①いずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率、又は、②生産工程が行われたいづれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率のいずれかの関税上の特惠待遇を要求することを認める（10項）*。

B) 附属書 2D の日本の関税率表（一般的注釈）

1. 関税分類番号及び基準税率（1項ないし3項）

日本の関税率表（以下「関税率表」という。）における関税分類番号の9桁番号は、日本の品目表（2015年4月1日現在の輸入統計品目表）に基づく。これらの番号は、日本の法令・告示に従って変更の対象とされるものとし、日本の品目表が変更される場合は、第2.16条（公表）(k)に従って公表される対照表とともに参照される。関税率表は、2012年1月1日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである（1項）*。

関税率表に定める基準税率は、2010年1月1日における日本の実行最恵国税率を反映したものである。ただし、その基準税率に一個の星印（*）を付した品目は、この限りでない（当該品目に適用される基準税率は、関税率表に別に明示。）（2項）。

関税率表で、貨幣単位で表されている税率は、日本円の100分の1未満の端数は、四捨五入する（3項）。

2. 実施区分（4項）*

2.4条2項に基づく日本による関税の撤廃・削減については、次の実施区分を適用する（以下の各項目名は関税率表の実施区分欄の記載を意味し、本文は各記載がされた品目に該当する原産品の関税取扱いを意味する（特に注記がある場合は除く。））。

	関税率表の実施区分欄の記載	当該実施区分欄に該当する原産品の関税取扱い（特に注記がある場合は除く。）
(a)	EIF	完全に撤廃（本協定が日本について効力を生ずる日（以下「日本発効日」という。）から無税）。
(b)	JPEIF*	調整金以外の関税は日本発効日に完全に撤廃。
(c)	B4	各年4回の引下げにより撤廃（4年目の4月1日から無税）。
(d)	B6	各年6回の引下げにより撤廃（6年目の4月1日から無税）。
(e)	JPB6*	(i) 日本発効日に基準税率の20%を削減。

		(ii)2年目の4月1日から各年5回の引下げにより撤廃（6年目の4月1日から無税）。
(f)	JPB6**	(i)日本発効日に基準税率の50%を削減。 (ii)2年目の4月1日から各年5回の引下げにより撤廃（6年目の4月1日から無税）。
(g)	JPB6***	5年目の3月31日まで基準税率とし、6年目の4月1日から無税。
(h)	JPB6****	(i)日本発効日に従価25%及び1kgにつき40円まで削減。 (ii)2年目の4月1日から各年5回の引下げにより撤廃（6年目の4月1日から無税）。
(i)	JPB6*****	(i)日本発効日に従価35%及び1kgにつき40円まで削減。 (ii)2年目の4月1日から各年5回の引下げにより撤廃（6年目の4月1日から無税）。
(j)	B8	各年8回の引下げにより撤廃（8年目の4月1日から無税）。
(k)	JPB8*	(i)日本発効日に基準税率の50%を削減。 (ii)2年目の4月1日から各年7回の引下げにより撤廃（8年目の4月1日から無税）。
(l)	JPB8**	(i)日本発効日に基準税率の20%を削減。 (ii)3年目の3月31日までは、(i)による税率とする。 (iii)4年目の4月1日から各年5回の引下げにより撤廃（8年目の4月1日から無税）。
(m)	JPB8***	(i)日本発効日に基準税率の3分の1を削減。 (ii)2年目の4月1日から各年7回の引下げにより撤廃（8年目の4月1日から無税）。
(n)	JPB8****	(i)日本発効日に従価10%（上限：125円/10ー下限：44円67銭/10）まで削減。 (ii)2年目の4月1日に従価8.5%（上限：125円/10ー下限：35円73銭/10）まで削減 ⁴ 。 (iii)3年目に従価7.1%（下限：26円80銭/10）まで削減。 (iv)4年目に従価5.7%（下限：17円87銭/10）まで削減。 (v)5年目に従価4.2%（下限：8円93銭/10）まで削減。 (vi)6年目に従価2.8%まで削減。

⁴ (iii)ないし(viii)も各年目の4月1日に削減し、(iii)ないし(vii)も上限：125円/10である（記載省略）。

		(vii) 7年目に従価1.4%まで削減。 (viii) 8年目から無税。
(o) *	JPB8*****	(i) 日本発効日に従価10%（上限：125円/10ー下限：44円67銭/10）まで削減。 (ii) 2年目の4月1日に従価8.5%（上限：125円/10ー下限：38円29銭/10）まで削減 ⁵ 。 (iii) 3年目に従価7.1%（下限：31円90銭/10）まで削減。 (iv) 4年目に従価5.7%（下限：25円52銭/10）まで削減。 (v) 5年目に従価4.2%（下限：19円14銭/10）まで削減。 (vi) 6年目に従価2.8%（下限：12円76銭/10）まで削減。 (vii) 7年目に従価1.4%（下限：6円38銭/10）まで削減。 (viii) 8年目の4月1日から無税。
(p)	B9	各年9回の引下げにより撤廃（9年目の4月1日から無税）。
(q)	JPB10*	(i) 日本発効日に従価2.2%まで削減。 (ii) 2年目の4月1日から各年9回の引下げにより撤廃（10年目の4月1日から無税）。
(r)	B11	各年11回の引下げにより撤廃（11年目の4月1日から無税）。
(s) *	JPB11*	(i) 日本発効日から10年目の3月31日までは、次の(A)と(B)との差額。 (A) 次の(1)及び(2)の総額 (1) 1kgについての課税価格に「係数」 ⁶ を乗じて得た1kgについての額 (2) 4項(s)(i)表2欄の1kgについての額（1年目307.87円から毎年漸次削減して10年目25.72円） (B) 1kgについての課税価格 (ii) 11年目の4月1日から無税。
(t)	JPB11**	(i) 日本発効日に従価4.3%まで削減。

⁵ (iii)ないし(viii)も各年目の4月1日に削減し、(iii)ないし(vii)も上限：125円/10である（記載省略）。

⁶ 「係数」は、次の(3)と(4)の差として求められる。

(3) 4項(s)(i)表3欄の率（1年目4.3%から毎年漸次削減して10年目0.3%）に100%を加えた率

(4) 同表2欄の1kgについての額（1年目307.87円から毎年漸次削減し10年目25.72円）を897円59銭で除して得た値

この差を計算すると、「係数」は、1年目103.96から漸次削減して10年目100.00となる。

		(ii) 2年目の4月1日から各年4回の引下げにより従価2.2%まで削減。 (iii) 6年目の4月1日から各年6回の引下げにより撤廃（11年目の4月1日から無税）。
(u)	JPB11***	(i) 日本発効日に基準税率の25%を削減。 (ii) 2年目の4月1日から各年10回の引下げにより撤廃（11年目の4月1日から無税）。
(v)	JPB11****	(i) 日本発効日に基準税率の50%を削減。 (ii) 10年目の3月31日までは、(i)による税率とする。 (iii) 11年目の4月1日に撤廃（同日から無税）。
(w)	JPB11**** *	(i) 日本発効日に基準税率の50%を削減。 (ii) 2年目の4月1日から各年10回の引下げにより撤廃（11年目の4月1日から無税）。
(x)	JPB12*	(i) 8年目の3月31日までは、基準税率。 (ii) 9年目の4月1日から各年4回の引下げにより撤廃（12年目の4月1日から無税）。
(y)	JPB13*	(i) 日本発効日に基準税率の50%を削減。 (ii) 2年目の4月1日から各年12回の引下げにより撤廃（13年目の4月1日から無税）。
(z)	JPB13**	(i) 日本発効日に基準税率の20%を削減。 (ii) 6年目の3月31日までは、(i)による税率。 (iii) 7年目の4月1日から各年7回の引下げにより撤廃（13年目の4月1日から無税）。
(aa)	JPB13****	(i) 日本発効日に基準税率の50%を削減。 (ii) 6年目の3月31日までは、(i)による税率。 (iii) 7年目の4月1日に(ii)による税率から基準税率の25%を削減。 (iv) 12年目の3月31日までは、(iii)の規定による税率。 (v) 13年目の4月1日に撤廃（同日から無税）。
(bb)	B16	各年16回の引下げにより撤廃（16年目の4月1日から無税）。
(cc) *	JPB16*	(i) 日本発効日から15年目の3月31日までは、次のうち低いもの。 (A) 下記①と②の差額 ①各原産品の課税価格

		<p>②2万400円55銭に、「100% + 4項(cc)表3欄の% (1年目7.9%から毎年漸次削減して15年目0.5%)」を乗じて得た額</p> <p>(B)同表2欄の額 (1年目18、288.75円/kgから毎年漸次削減して15年目1、219.25円/kg)</p> <p>(ii) 16年目の4月1日から無税。</p>
(dd)	JPB16**	<p>(i) 日本発効日に従価25%及び1kgにつき40円まで削減。</p> <p>(ii) 2年目の4月1日から各年15回の引下げにより撤廃 (16年目の4月1日から無税)。</p>
(ee)	JPB16***	<p>(i) 日本発効日に従価35%及び1kgにつき40円まで削減。</p> <p>(ii) 2年目の4月1日から各年15回の引下げにより撤廃 (16年目の4月1日から無税)。</p>
(ff)	JPB16****	<p>(i) 日本発効日に基準税率の50%を削減。</p> <p>(ii) 15年目の3月31日までは、(i)による税率。</p> <p>(iii)16年目の4月1日に撤廃 (同日から無税)。</p>
(gg)	JPB21*	<p>(i) 日本発効日に従価25%及び1kgにつき40円まで削減。</p> <p>(ii) 2年目の4月1日から各年20回の引下げにより撤廃 (21年目の4月1日から無税)。</p>
(hh)	JPB21**	<p>(i) 日本発効日に従価35%及び1kgにつき40円まで削減。</p> <p>(ii) 2年目の4月1日から各年20回の引下げにより撤廃 (21年目の4月1日から無税)。</p>
(ii)	JPB21***	<p>(i) 日本発効日から毎各年11回の引下げにより、基準税率の80%を削減。</p> <p>(ii) 12年目の4月1日から各年10回の引下げにより撤廃 (21年目の4月1日から無税)。</p>
(jj)	JPR2	<p>(i) (A) 日本発効日に従価27.5%まで削減。</p> <p>(B)2年目の4月1日から各年9回の引下げにより、削減。</p> <p>(C)11年目の4月1日から各年6回の引下げにより、削減。</p> <p>(D)16年目以降、従価9%。</p> <p>(ii) 日豪EPAで第02.01項及び第02.02項に分類されるもの (牛肉) の関税が(i)による関税を下回る場合、同EPAの関税率を適用。</p>
(kk)	JPR3	<p>(i) 日本発効日に従価39%まで削減。</p> <p>(ii) 2年目の4月1日から各年9回の引下げにより、削減。</p> <p>(iii) 11年目の4月1日から各年6回の引下げにより、削減。</p>

		(iv) 16年目以降、従価9%とする。
(ll) *	JPR4	次の額のうち低いもの。 (i) 下記①と②の差額 ①1kgについての課税価格 ②1kgにつき393円に、「100% + 4項(ll)表3欄の% (1年目2.2%から毎年漸次削減して10年目以降0%)」を乗じて得た額 (ii) 同表2欄の額 (1年目から4年目まで93.75円/kg、5年目以降漸次削減して10年目以降37.50円/kg)。
(mm) *	JPR5	次の額のうちいずれか低いもの。 (i) 下記①と②の差額 ①1kgについての課税価格 ②1kgにつき524円に、「100% + 4項(mm)表3欄の% (1年目2.2%から毎年漸次削減して10年目以降0%)」を乗じて得た額 (ii) 同表2欄の額 (1年目から4年目まで125円/kg、5年目以降漸次削減して10年目以降50円/kg)
(nn)	JPR6	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の70%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(oo)	JPR7	日本発効日に基準税率の10%を削減、その後もその税率。
(pp)	JPR8	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の55%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(qq)	JPR9	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の50%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(rr)	JPR10	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の90%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(ss)	JPR11	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の72%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(tt)	JPR12	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の75%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。
(uu)	JPR13	(i) 日本発効日から各年11回の引下げにより、基準税率の50%を削減。 (ii) 11年目以降、(i)の規定による税率とする。
(vv)	JPR14	日本発効日に基準税率の15%を削減、その後もその税率。
(ww)	JPR15	日本発効日に基準税率の25%を削減、その後もその税率。

(xx)	JPR16	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の15%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(yy)	JPR17	日本発効日に基準税率の5%を削減、その後もその税率。
(zz)	JPR18	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の25%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(aaa)	JPR19	(i) 日本発効日から各年4回の引下げにより、基準税率の15%を削減。 (ii) 4年目以降、(i)による税率。
(bbb)	JPR20	(i) 日本発効日から各年9回の引下げにより、基準税率の60%を削減。 (ii) 9年目以降、(i)による税率とする。
(ccc)	JPR21	(i) 日本発効日から各年9回の引下げにより、基準税率の55%を削減。 (ii) 9年目以降、(i)による税率とする。
(ddd)	JPR22	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の60%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(eee)	JPR23	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の63%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(fff)	JPR24	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の66.6%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(ggg)	JPR25	(i) 日本発効日から各年6回の引下げにより、基準税率の67%を削減。 (ii) 6年目以降、(i)による税率。
(hhh) *	JPM1	WTO設立協定に基づく関税割当の対象となるものについて、日本が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品の支払額に加えることができる最大の額（以下「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、1年目16円20銭/kgから漸次削減して9年目及びその後の各年は9円40銭/kgとする。
(iii) *	JPM2	WTO設立協定に基づく関税割当の対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、1年目7円60銭/kgから漸次削減して9年目及びその後の各年は4円40銭/kgとする。
(jjj) *	TRQ	関税率表付録A（日本の関税割当）に定める当該品目に適用可能な関税割当ての条件に従う。
(kkk)	MFN	輸入時における実行最恵国税率。

3. セーフガード措置 (5項)

関税率表で「SG-[n]」の表示を掲げる品目に該当する原産品は、関税率表の付録B1（農産品セーフガード措置）及び付録B2（林産品セーフガード措置）所定のセーフガード措置の適用を受ける。

4. 関税の引き下げ (6項ないし8項)

関税率表に定める関税の毎年の引下げの実施にあたり、(a) 1年目の引下げは、日本発効日に行い、(b)その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う (6項)。

関税率表の適用上、「年」とは、1年目については、日本発効日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう (7項)。

4項に規定する関税の撤廃・削減のために毎年行われる引下げは、次の(a)又は(b)の場合を除き、毎年均等とする (8項)。

- (a) この附属書の第A節（関税の撤廃及び削減）3項(b)(i)、4項(a)(ii)及び4項(b)(ii)に規定する場合
- (b) 4項に別段の定めがある場合

5. 協議 (9項)

オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又は米国の要請に基づき、日本及び当該要請を行った締約国（以下「要請国」という。）は、市場アクセス増大の観点から、日本の要請国に対する原産品の待遇についての約束（関税率表における関税、関税割当及びセーフガードの適用）について検討するため、この協定が日本及び要請国について効力を生ずる日の後7年を経過する日以後に協議する (9項(a))。

日本及び他の国・関税地域の関連する法的手続（日本が当該他の国・関税地域に対して特恵的な市場アクセスを供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの）が完了した後、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又は米国の要請に基づき、日本及び要請国は、当該国際協定において同じ産品に与えられるものと同等の待遇を付与する観点から、日本の要請国に対する原産品の待遇についての約束（関税率表における関税、関税割当及びセーフガードの適用）について検討するため、当該要請日の1か月以内に協議する (9項(b))。

本項の規定は、この協定の他の規定に基づく日本の権利又は義務に影響を及ぼすものと解してはならない (9項(c))。

6. 関税率の差異 (10項)

関税率表の付録C（関税率の差異）の規定は、付録Cに規定する原産品について日本が他の締約国に対して異なる関税率を適用する場合について適用する。

II. 解説及びコメント

《附属書 2D とは》 各国は、TPP 原産品⁷について、第 2 章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）「附属書 2D（関税に係る約束）の自国の表に従って」、漸進的に関税を撤廃することとしている（2.4 条 2 項）。わが国政府の公表によると、TPP における関税撤廃率は、日本が 95%であるのに対して、他の 11 か国は 99 から 100%であるが⁸、どの品目について、どのような条件、スケジュールで関税の削減・撤廃がされるのか（即時撤廃なのか、数年をかけて段階的に削減・撤廃するのか等）が、この附属書 2D に規定されている。

附属書 2D の構成：附属書 2D は、①全ての締約国に適用される総則的規定と、②締約国ごとの関税率表（Tariff Schedule of ○○）で構成される。

上記①は、第 A 節「関税の撤廃及び削減」（1 項ないし 7 項）と第 B 節「関税率の差異」（8 項ないし 10 項）で構成され、各締約国の表の位置づけ（1 項）、発効後に加盟した原署名国に係る関税削減実施時期（3 及び 4 項）、「○年目」の定義（6 項）等技術的事項を定めている。

上記②は、既存の FTA・EPA と同様、物品ごとの関税率撤廃スケジュールを定めた「譲許表（Tariff Schedule）」及び各「付録（Appendix）」とそれらに対する「一般的注釈（General Notes）」を定めている。関税交渉は当該品目に関心のある二国間ないし特定の数か国間で行われることが一般的であるため、一般的注釈及び譲許表の記載内容、並びに、その他の付録の有無・内容も、国によりばらつきがある。例えば、一般的注釈については、わが国の一般的注釈のように英文にして 20 頁に及ぶ詳細な記載を設ける例もあれば、3～4 頁程度の簡易な記載に留まる例もある。譲許表については、すべての TPP 原産品に共通のスケジュールを定めている例もあれば、相手国に依りスケジュールを違える例もある。附属書の構成についても、オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー及びシンガポールは、譲許表及び一般的注釈しか定めていないが、カナダ、日本、メキシコ、米国及びベトナムは、それらに加えて 1 つないし 6 つの付録を設けている。

⁷ TPP 協定に基づく特惠税率の恩典を受けるためには、原産地規則に従い原産品の認定を受ける必要がある。原産地規則及び原産地手続については、第 3 章参照（解説として、河野良介ほか「Web 解説 TPP 協定 — 3 原産地規則及び原産地手続」（独立行政法人経済産業研究所）参照。）。

⁸ 内閣官房 TPP 政府対策本部「[TPP における関税交渉の結果](#)」（平成 27 年 10 月 20 日）1 頁参照。

とりわけ、保護品目を多く抱える日本及び米国の付録が多い。日本は、関税割当（付録 A）、農産品及び林産品セーフガード措置（付録 B1 及び B2）、関税率の差異（付録 C）、自動車貿易に関するアメリカ及びカナダとの付録（付録 D1 及び D2）を定め、米国は、関税割当（付録 A）、農産品セーフガード措置（付録 B）、関税率の差異（付録 C）、自動車貿易に関する日本との付録（付録 D）及びベトナムの綿製ズボンに対する関税取扱上の優遇プログラム（Earned Import Allowance Program）（付録 E）を定めている。

本稿では、総則的規定のほか、わが国の一般的注釈及び譲許表の概要について解説するが、基本的な読み方は各国とも同じである。

《総則的規定》 上述のとおり、附属書 2D は、まず各国の譲許表に適用される総則的規定を置く。以下、①3 項及び 4 項、②6 項、及び③8 項及び 10 項について説明する。

3 項及び 4 項（協定発効に間に合わなかった原署名国の取扱い）：TPP 協定は 2016 年 2 月 14 日に参加 12 か国により署名され⁹、原署名国 12 か国が速やかに国内手続を完了し、協定が全ての原署名国について同時に発効することが理想的とはいえる（30.5 条 1 項参照）。もっとも、国内手続の進捗は各国の国内事情にも影響され得るため、本協定は、現実問題として、一部の原署名国が国内手続を終えないうちに、本協定が発効すること想定した規定を置いている（30.5 条 2 項ないし 5 項）。

では、原署名国の間で本協定の効力が生じる時点が異なった場合、関税削減スケジュールはどのように運用されるのか。

本協定では、新発効国については、協定発効時を「1 年目」として、関税削減を行うよう義務付けている（3 項(b)(i)）。例えば、ある原発効国について、発効後 3 年目に効力が生じた場合には、その時点で 3 回分の関税引下げを 1 度に行う義務を負う。

これに対して、原発効国は、新発効国に対する関税削減スケジュールについて選択権を持ち、新発効国に効力が生じた日を「1 年目」とすることが許される（4 項(a)(i)）。さきほどの例でいえば、原発効国は、3 年目を「1 年目」として関税を削減すればよく、当該新発効国との関係でいえば、関税削減スケジュールを後ろ倒すことが認められる。ただし、その場合には、新発効国も、新発効国について効力が生じた時点を「1 年目」とすることが許される（4 項(b)(i)）。

これらの規定は、国内手続を遅らせる動機や、発効後も関税削減スケジュールを後ろ倒しにする動機を減殺するものであり、早期の協定発効・関税撤廃に貢献することが期待される。

6 項（「〇年目」の数え方）：本協定は、協定発効時点を「1 年目」と定義している（6 項(a)(i)）。

上記 4 項(a)(i) 及び(b)(i)のとおり、新発効国・原発効国との間で、新発効国について

⁹ 外務省・報道発表「[環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の署名](#)」（平成 28 年 2 月 4 日）。

効力が生じる年を「1 年目」とすることは可能だが (6 項(a)(ii)(iii))、譲許表所定のセーフガード措置のうち全締約国を対象とするものについては、協定発効時点が「1 年目」とされ、効力発生の遅れを理由とする後ろ倒しは認められていない (6 項 (iv)(A))。

8 項及び 10 項 (関税率の差異) : 各締約国の譲許表では、相手国により関税撤廃スケジュールを異ならせている場合があり、同じ TPP 原産品であっても適用税率等が異なる場合が想定される。そこで、いずれの相手国の原産品として取り扱うかは、「最終生産工程」国であると規定した (第 8 項)。とはいえ、「最終生産工程」国とは何かについて税関当局と輸入者 (納税者) の見解が一致しないことも想定される。そこで、TPP 原産品の輸入者に対して、本協定に基づく特惠税率のうち最も高い税率を適用する等することで TPP 特惠税率の恩恵を与えるよう要求できることを認めている (第 10 項)。

《わが国の関税率表—一般的注釈 1 項》 1 項は、「この表における日本の関税分類番号の 9 桁番号は、日本国の品目表 (2015 年 4 月 1 日現在の輸入統計品目表) に基づく…この表は、2012 年 1 月 1 日に改正された統一システムに基づいて作成された」と規定する。各国の譲許表を読み解くには、「輸入統計品目表」及び「統一システム」の理解が不可欠のため、以下で沿革も含め概説する。

輸入統計品目表・統一システムとは何か : 関税制度が各国により異なり、かつ、複雑であった場合には、国際貿易の障害となりがちである。そこで、20 世紀の初め、これを簡素化して各国統一しようという動きが欧州で起こり、「関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約」を経て、昭和 58 年「[商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約](#)」(HS 条約) として結実した¹⁰。

現在、本協定参加国 12 か国を含む 200 を超える国・地域が、HS 条約に加入している¹¹。国際貿易の 98 パーセント超が、HS 条約が規定する品目分類 (統一システム) の下で行われている¹²。統一システムは物品貿易における「世界共通語」といえ、物品貿易における国際交渉も統一システムを基に行われる¹³。

HS 条約は、国際貿易の対象となるすべての物品がすべて網羅できるよう、5000 余の 6 桁の数字 (上 2 桁を類、上 4 桁を項、上 6 桁を号という。) で分類している (HS 条約附属書)¹⁴。条約加盟各国は、統一システムの 6 桁分類をそのまま、順序も含めて、各国の関税率表として採用する義務を負う (HS 条約 3.1(a))。その一方で、条約加盟各国には、6 桁分類に続けて細分類を設けることができる (同条約 3.3)。

わが国では、統一システムの 6 桁分類に 3 桁の統計細分を加えて 9 桁の品目コード

¹⁰ 藤本進編『図説 日本の関税 (改訂版)』(1997 年) 14 頁、税関「[関税のしくみ](#)」参照。

¹¹ World Customs Organization, “[What is the Harmonized System \(HS\)](#)”.

¹² *Id.*

¹³ *See id.*

¹⁴ 税関・前掲注 (10)。

(統計品目表)を作成している(「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」(昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号))。

なお、統一システムは、5~6 年ごとに見直しを行っており¹⁵、現時点での最新版は 2012 年度版(HS2012)である。我が国も、従前の HS2007 から最新の HS2012 への変更に必要な国内法上の措置¹⁶を行った¹⁷。

1 項の意味:1 項は、わが国の譲許表が、HS2012 に基づき作成された平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在の輸入統計品目表に基づくことを明らかにしている。5~6 年ごとに行われる統一システムの改正の結果、統計品目表に変更が加えられることも想定されるため、どの統計品目表に基づくか明確にされていることが望ましい¹⁸。

《わが国の関税率表—一般的注釈 4 項》 本協定では、わが国がこれまで締結した FTA・EPA と同様、撤廃スケジュールに応じて譲許表(「実施区分」欄)で各品目に固有の符号を振ることとしている。本項は、各符号の意味を明らかにするものである。

より具体的には、以下のとおり大まかなグルーピングがされている(関税引下げの段階については 8 項(原則として均等引下げ)も参照)。なお、わが国は、関税削減スケジュールをわが国でいう会計年度単位で行うこととしており、4 項の規定は、総則的規定 3 項(a)(ii)の「別段の定め」に当たる。

- ① EIF: 協定発効時から関税を撤廃
- ② BO: 均等に関税引下げを○回行って、○年目の 4 月 1 日で関税を撤廃
- ③ JPB△: 協定発効時に基本税率の引下げ等を行った上で、2 年目以降、均等に関税引下げを△—1 回行い、△年目の 4 月 1 日で関税を撤廃
- ④ JPR◎: 協定発効時に基本税率の引下げ等を行った上で、2 年目以降、均等に関税引下げを◎—1 回行うもの(◎年目でも関税は維持)
- ⑤ JPM●: 国家貿易品目(麦類等)

¹⁵ 具体的には、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的として、昭和 27 年に設立された国際機関である WCO(世界税関機構)が管理し、同機構に設けられた HS 委員会で、改正案が検討され、加盟各国に提案される(HS 条約 7.1 等参照)。

¹⁶ わが国での HS 条約実施法は、関税定率法及び関税暫定措置法である(法別表参照)。HS2012 への対応は、「関税定率法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 7 号)で行われた(HS2012 への変更に係る改正部分は平成 24 年(2012 年 1 月 1 日)施行(同法附則 1 条 2 号))。

¹⁷ なお、本年 10 月 26 日現在では、本協定に参加予定国のうち、ニュージーランドを除く 11 か国が HS2012 への切換えを行っている。World Customs Organization, “[Position of Contracting Parties to the Harmonized System Convention and Non-Contracting Party Administrations](#)”, 26 October 2016 (リンク先は自動更新される可能性がある。)

¹⁸ この点、他国の一般的注釈は、参照すべき国内法を指定するのみでどの品目分類表が適用されるのか、わが国の一般的注釈と比べると、明確とは言い難い例が多いようである。

わが国で特に保護関心の高い農産品目については、関税割当 (TRQ) が採用されているほか、段階的引き下げについても、各品目を保護してきたこれまでの仕組みに応じた複雑な方法が採用されている (例えば、差額関税制度が維持された豚肉についての JPB11*、JPB16*、JPR4、JPR5、国家貿易品目である麦類についての JPM1、JPM2 等)。

《わが国の関税率表—譲許表》 譲許表では、物品 (日本の譲許表では全 9321 品目) ごとに、①関税撤廃されるか、②関税撤廃される場合のスケジュールはどうなっているか (即時撤廃か、段階的引下げによる撤廃か)、③関税が撤廃されない場合の引下げ等の措置はどうなっているのか (段階的引下げか、関税割当枠の設定か等) を読み解くことができる。なお、日本の全 9321 品目の内訳は、関税が即時に撤廃されるのが 7761 品目、段階的引下げを経て撤廃されるのが 1101 品目、関税撤廃の対象とならないのが 459 品目 (すべて農産品) となっている¹⁹。

読み方：一般的注釈を踏まえて、例えば、消費者の関心が比較的高いと思われるボトル・ワインについての譲許表の記載の読み方を紹介すると以下のとおりである。

① **ステップ 1**：ボトル・ワインの輸入統計品目表の番号を特定する。

前掲の平成 27 年 (2015 年) 4 月 1 日現在の「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」によれば、ボトル・ワインは、「ぶどう酒」のうち「スパークリングワイン」(2204.10.000) ではないし、「2 リットル以下の容器入りにしたもの」のうち、「シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒」(2204.21.010) でもないから、品目番号は、2204.21.020²⁰である。

② **ステップ 2**：譲許表で品目番号 2204.21.020 の譲許表「実施区分」を確認する。

譲許表で 2204.21.020 の「実施区分」を確認すると「JPB8****」とある。「JPB8」とあるので、この段階で既に、本協定がわが国について効力を生じてから 8 年目の 1 月 1 日をもって関税が全面撤廃 (無税) となることが分かる。

③ **ステップ 3**：実施区分「JPB8****」の内容を一般的注釈で確認する。

最後に、一般的注釈で実施区分「JPB8****」の内容を説明した、4 項(n)によれば、関税撤廃スケジュールは、

効力発生日	従価 10% (その率が 1 リットルにつき 125 円の従量税率より高
-------	--------------------------------------

¹⁹ 外務省「[環太平洋パートナーシップ協定の説明書](#)」40~41 頁 (「説明書」とは、政府が条約の締結について国会の承認を求める際に提出される資料であるところ、TPP 締結の承認は [2016 年 3 月に衆議院に議案提出](#)されている。)

²⁰ 品目番号の調査には、平成 27 年 (2015 年) 4 月 1 日現在の『実行関税率表』(公益社団法人日本関税協会) を参照等することになる。

	いとき、又は1リットルにつき 44 円 67 銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率) ²¹
2 年目の 4 月 1 日	従価 8.5% (その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いとき、又は1リットルにつき 35 円 73 銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
3 年目の 4 月 1 日	従価 7.1% (その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いとき、又は1リットルにつき 26 円 80 銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
4 年目の 4 月 1 日	従価 5.7% (その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いとき、又は1リットルにつき 17 円 87 銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
5 年目の 4 月 1 日	従価 4.2% (その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いとき、又は1リットルにつき 8 円 93 銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
6 年目の 4 月 1 日	従価 2.8% (その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
7 年目の 4 月 1 日	従価 1.4% (その率が1リットルにつき 125 円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
8 年目の 4 月 1 日	無税

となることが分かる。

その上で、実際に、本協定を利用するかは、①そもそも、本協定の原産地規則を満たすか否か、②他に適用可能性のある EPA・FTA 等の税率と比べて有利か否か、③協定発効後に最恵国税率が引き下げられ、その時点での本協定の関税率に比べて有利ではないか²²といった点を考慮することになる。

《国内法の整備》 協定における関税撤廃の措置等を実施するため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」(第 190 回国会提出)

²¹ わが国は、輸入貨物の価格を課税標準として課税する方式と数量を課税標準として課税する方式を採用しており(関税定率法 3 条)、前者を従価税方式、後者を従量税方式という(藤本・前掲注(10) 8 頁)。なお、例のように、同一の物品について従価税と従量税の両方を定め、そのうちいずれか税額の高い方(一部の品目については低い方)を課すものを選択税という(同上)。
²² この点に関して、総則的規定 5 項は、「締約国は…一の品目について定める実施区分と特定の年における当該一の品目について定める関税率との間に乖離が生ずる場合には、当該一の品目について定める実施区分に従って要求される率を適用する」と定める。TPP 特惠税率の方が、常に有利とは限らない点には注意が必要である。

において、関税暫定措置法等の改正を行うこととしている²³。関税撤廃措置等については、本協定が直接適用されるため（関税法 3 条ただし書²⁴）、上記法律案では、原産性に関する規定や TPP に基づくセーフガード等手続規定の手当てが予定されている。

Ⅲ. 備考及び更新情報

該当情報なし。

²³ 内閣官房「[環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要](#)」（平成 28 年 3 月）、財務省関税局「[環太平洋パートナーシップ協定実施のための原産地手続に係る法令整備](#)」及び「[環太平洋パートナーシップ協定実施のための個別物品等に係る法令整備](#)」（平成 27 年 12 月）。

²⁴ 関税法基本通達 3-1、大蔵省関税研究会編『関税法規精解（上巻）』（1992 年）74～76 頁参照。